

◇訓練等給付

サービス項目		主な障害種別	サービス内容	利用者像の例
自立訓練	機能訓練	身・難	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設、病院を退所した方で、地域生活への移行などを図るうえで、身体的リハビリの継続や身体機能の維持、回復などの支援が必要な方 ・特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持、回復などの支援が必要な方
	生活訓練	知・精		
宿泊型自立訓練		知・精	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、日常生活動作（ADL）の向上をめざし、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練の支援をします。	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な方。
自立生活援助		知・精	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等が、居宅における自立した生活を営む上でのさまざまな問題等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や相談に応じ、必要な援助を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で、アパートなどでの一人暮らしを始めるにあたり、生活上の不安や課題解決に支援が必要な方。
就労移行支援		身・知 精・難	65歳未満の者で、就労を希望する人に一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労を希望する65歳未満の方 ・技術を習得し、在宅で就労や起業を希望する方
就労継続支援	A型	身・知 精・難	障がい者と雇用契約を結び、契約に基づいて事業者の事業所で働く機会を提供します。 雇用計画に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満（利用開始が65歳未満）の方の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援を利用したが雇用に結びつかなかった方 ・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった方 ・企業を離職した方など就労経験がある方で、現在雇用関係がない方
	B型		雇用契約を結ばずに、サービス提供事業者の事業所内で就労の機会や生産活動の場を提供します。 50歳に達している方で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労経験があるが、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方 ・就労移行支援を利用したが企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方 ・50歳以上の方、または試行の結果、雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された方

就労定着支援	身・知 精・難	企業等に新たに雇用された障がい者に対し、就労の継続を図るために、事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行います。	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者等が、企業等で働くうえで生活面や職場での課題解決に支援が必要な方。
共同生活援助 (グループホーム)	身・知 精・難	福祉サービス等の日中活動を利用している障害者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助などを行います。	※平成 26 年 4 月から共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助に統合されました

※障がい福祉サービスは日中活動系（昼）と居住系（夜）に分けられるので、サービスの組み合わせを選択できます。